

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
(電気最終保障供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行なった電気最終保障供給約款（令和元年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)に定める料金率および54（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)および別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで		
供給を受ける場合	2,079.00	189.00
標準電圧60,000ボルトで		
供給を受ける場合	2,068.00	188.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧20,000ボルトで		
供給を受ける場合		
夏季料金	19.18	1.74
その他季料金	17.61	1.60
標準電圧60,000ボルトで		
供給を受ける場合		
夏季料金	18.89	1.72
その他季料金	17.34	1.58

区分および単位	料金率	消費税等相当額
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで		
供給を受ける場合	2,288.00	208.00
標準電圧60,000ボルトで		
供給を受ける場合	2,200.00	200.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧20,000ボルトで		
供給を受ける場合		
夏季料金	16.04	1.46
その他季料金	14.76	1.34
標準電圧60,000ボルトで		
供給を受ける場合		
夏季料金	15.74	1.43
その他季料金	14.50	1.32

(2) 54 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
工事費		
架空配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで		
供給を受ける場合	605.00	55.00
標準電圧60,000ボルトで		
供給を受ける場合	176.00	16.00
地中配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで		
供給を受ける場合	880.00	80.00
標準電圧60,000ボルトで		
供給を受ける場合	572.00	52.00
当社負担額	5,500.00	500.00

(3) 別表2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.299	円 0.027

以上